

別表（第10条関係）

## 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	違反内容	処分内容	水道法	関係法令条文	越谷・松伏水道企業団 指定給水装置工事事業者規程
指定要件違反	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第1号	法第25条の3 第1項第1号 施行規則第21条	第5条第1項第1号
	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第2号 施行規則第20条	規程第5条第1項第2号
	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号イ 施行規則第20条の2	規程第5条第1項第3号ア
	4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ロ	規程第5条第1項第3号イ
	5. 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ハ	規程第5条第1項第3号ウ
	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ニ	規程第5条第1項第3号エ
	7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。			法第25条の3 第1項第3号ホ	規程第5条第1項第3号オ
	①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し 又は指定停止 6月以下			
	②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定の取消し 又は指定停止 6月以下			
	③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の取消し 又は指定停止 3月以下			
	④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の取消し 又は指定停止 6月以下			
	⑤研修会の機会を確保しなかったとき。	文書注意			規程第13条第1項第4号 指定給水装置工事事業者の 研修等に関する要綱第4条
	⑥文書注意に従わないとき。	文書警告			
⑦文書警告に従わないとき。	指定の取消し 又は指定停止 3月以下				
⑧その他の違反行為 (主に企業長の承認を受けずに工事を施工したとき又は工事完成後企業長の検査を受けないとき。)	指定の取消し 又は指定停止 6月以下				
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第2号	法第25条の4 第1項 施行規則第21条 第1項	規程第12条第1項 第2項
	2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の取消し 又は指定停止 3月以下		法第25条の4 第1項 第2項	規程第12条第4項
届出義務違反	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第3号	法第25条の7 施行規則第34条	規程第7条第1項
	2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し		法第25条の7 施行規則第35条	規程第7条第3項

事業の運営基準 違反	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。		法第 25 条の 11 第 1 項 第 4 号	法第 25 条の 8 施行規則第 36 条 第 1 項第 1 号	規定第 13 条第 1 項第 1 号	
	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 1 月 以下			法第 25 条の 8 施行規則第 36 条 第 1 項第 2 号	規定第 13 条第 1 項第 2 号
	3. 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の取消し 又は指定停止 6 月以下			法第 25 条の 8 施行規則第 36 条 第 1 項第 3 号	規定第 13 条第 1 項第 3 号
	4. 水道法施行令第 6 条並びに条例施行規則第 4 条及び第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し 又は指定停止 6 月以下			法第 25 条の 8 施行規則第 36 条 第 1 項第 5 号イ	規定第 13 条第 1 項第 5 号ア
	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し 又は指定停止 3 月以下			法第 25 条の 8 施行規則第 36 条 第 1 項第 5 号ロ	規定第 13 条第 1 項第 5 号イ
	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき。	指定の取消し 又は指定停止 3 月以下			法第 25 条の 8 施行規則第 36 条 第 1 項第 6 号	規定第 13 条第 1 項第 6 号
工事施行に関する 義務違反	1. 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し 又は指定停止 3 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項 第 5 号	法第 25 条の 9	規定第 17 条第 1 項	
	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し 又は指定停止 3 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項 第 6 号		規定第 18 条第 1 項	
	3. 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定の取消し 又は指定停止 6 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項 第 7 号		規定第 8 条第 1 項第 8 号	
不正申請	1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	法第 25 条の 11 第 1 項 第 8 号		規定第 8 条第 1 項第 1 号	

法：水道法

施行規則：水道法施行規則

規程：越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程